

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月及び同年 3 月

昭和 49 年 5 月に国民年金に任意加入して以降、すべて国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 5 月 22 日に国民年金に任意加入して以降、申立期間の 2 か月を除き、61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまでの国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったと認められる。

また、申立人は、申立期間中である昭和 58 年 3 月の転居を含め、複数回にわたって転居しているものの、転居後の市において過年度納付するなど、未納が無いように努めていたことがうかがえ、申立期間の 2 か月だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 43 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 43 年 7 月まで

会社を退職する都度、すぐに役場に行き、厚生年金保険から国民年金への切替手続きをきちんと行っていた。申立期間についても、役場で国民健康保険の加入手続きと一緒に国民年金の加入手続きを行っており、国民年金保険料は、伍長^{ごちょう}が集金に来て夫婦二人分を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、国民年金制度発足当初に国民年金に加入して以降、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人は、厚生年金保険と国民年金の切替手続きを複数回行っており、申立期間を除き、短期の未加入期間はあるものの、おおむね適切に切替手続きを行っていることから、申立期間についてのみ切替手続きを行わなかったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続きについて具体的に記憶していることから、申立期間について国民年金に加入していたものと考えられる上、当時、伍長^{ごちょう}による国民年金保険料の集金が行われていた事実が確認でき、申立期間について、申立人の妻は納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料だけが未納であるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで

国民年金制度発足当初に夫婦一緒に国民年金に加入して以降、国民年金保険料は 60 歳に至るまですべて納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号（夫婦連番）は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 35 年 12 月に払い出されていることが確認できるとともに、申立人夫婦は、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 4 月から、申立期間を除き、それぞれ 60 歳に至るまでの国民年金保険料をすべて納付しており、また、申立人については、農業者年金制度発足当初の 46 年 1 月から農業者年金に加入し、国民年金付加保険料を 60 歳に至るまですべて納付していることから、申立人夫婦は、年金制度をよく理解し、納付意識は高かったと認められ、申立期間だけが未納とされているのは不自然である。

なお、申立人夫婦には、国民年金加入期間中の住所の異動歴は無く、生活状況に特段の変化は見当たらない。

さらに、申立人夫婦は、申立期間当時の国民年金保険料について、集金人に納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人夫婦の居住する市において、集金人が保険料を集金していたことが確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで

国民年金制度発足当初に夫婦一緒に国民年金に加入して以降、国民年金保険料は 60 歳に至るまですべて納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号（夫婦連番）は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 35 年 12 月に払い出されていることが確認できるとともに、申立人夫婦は、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 4 月から、申立期間を除き、それぞれ 60 歳に至るまでの国民年金保険料をすべて納付しており、また、申立人の夫については、農業者年金制度発足当初の 46 年 1 月から農業者年金に加入し、国民年金付加保険料を 60 歳に至るまですべて納付していることから、申立人夫婦は、年金制度をよく理解し、納付意識は高かったと認められ、申立期間だけが未納とされているのは不自然である。

なお、申立人夫婦には、国民年金加入期間中の住所の異動歴は無く、生活状況に特段の変化は見当たらない。

さらに、申立人夫婦は、申立期間当時の国民年金保険料について、集金人に納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人夫婦の居住する市において、集金人が保険料を集金していたことが確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年2月から44年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年2月から44年1月まで
② 昭和44年2月から同年6月まで

国民年金制度発足当初に夫婦一緒に国民年金に加入して以降、昭和44年6月まで国民年金保険料を納付し続けた。厚生年金保険に加入した44年2月から同年6月まで（申立期間②）については、厚生年金保険と国民年金の保険料を重複して納付した。

社会保険庁の記録では、申立期間①及び②の国民年金保険料は還付されているとのことであるが、還付を受けた記憶は無いため、申立期間①の記録の回復及び申立期間②の保険料の還付をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、還付を受けた記憶は無いと主張しているが、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立期間①及び②の保険料が夫婦共に還付されていることが確認できる上、その記載されている還付金額は申立期間①及び②の保険料と一致しており、ほかに申立人夫婦に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらないことから、申立期間①及び②の保険料は、申立人夫婦に還付されたものと認められる。

しかしながら、申立人夫婦は、昭和44年2月1日の厚生年金保険加入前である申立期間①については国民年金の強制加入期間に該当し、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められることから、申立期間①の国民年金保険料は納付されていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年2月から44年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年2月から44年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年2月から44年1月まで
② 昭和44年2月から同年6月まで

国民年金制度発足当初に夫婦一緒に国民年金に加入して以降、昭和44年6月まで国民年金保険料を納付し続けた。厚生年金保険に加入した44年2月から同年6月まで（申立期間②）については、厚生年金保険と国民年金の保険料を重複して納付した。

社会保険庁の記録では、申立期間①及び②の国民年金保険料は還付されているとのことであるが、還付を受けた記憶は無いため、申立期間①の記録の回復及び申立期間②の保険料の還付をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、還付を受けた記憶は無いと主張しているが、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立期間①及び②の保険料が夫婦共に還付されていることが確認できる上、その記載されている還付金額は申立期間①及び②の保険料と一致しており、ほかに申立人夫婦に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらないことから、申立期間①及び②の保険料は、申立人夫婦に還付されたものと認められる。

しかしながら、申立人夫婦は、昭和44年2月1日の厚生年金保険加入前である申立期間①については国民年金の強制加入期間に該当し、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められることから、申立期間①の国民年金保険料は納付されていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年2月から44年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年8月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月から38年4月1日まで
② 昭和40年6月30日から同年8月1日まで

昭和35年3月から41年7月21日までA社及びA社B営業所に勤務した。申立期間①については、知人の紹介で昭和35年3月からA社に勤務したが、同年3月から38年4月1日まで厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

また、申立期間②については、A社の支店であるA社B営業所の設立及び運営のために本社から支店へ異動となったが、継続して勤務していた。

申立期間①②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社の元事業主及び複数の元同僚の証言により、申立人が、同社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人と同日に同社B営業所へ異動したとする元同僚は、同社本社において昭和40年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に同社B営業所において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、異動時における厚生年金保険被保険者期間の空白は無い上、同社B営業所が適用事業所となったのは同年8月1日であることから判断すると、申立人に係る同社本

社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和40年5月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料の納付に関する資料は既に廃棄済みであり、保険料を納付していたか不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、A社の元事業主及び複数の元同僚の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所において、申立人を含む8名の者が昭和38年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、申立人及び元同僚の証言により上記8名のうち7名は自動車整備担当の者として採用された者であることが確認でき、このうち証言を得ることができた3名に、各自の当該事業所の入社年月日と厚生年金保険被保険者資格取得日を確認したところ、いずれの者も「入社後数年経過した昭和38年4月1日に厚生年金保険に加入したことになる。」と証言している。

また、当該事業所では、厚生年金保険の新規適用日である昭和34年11月1日に11名が厚生年金保険被保険者資格を取得しており、その後、申立人を含む8名が厚生年金保険被保険者資格を取得した38年4月1日までの間に3名が厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、申立人及び元同僚の証言により、いずれの者も自動車整備担当の者ではないことを考え合わせると、当該事業所では、申立期間①を含む34年11月2日から38年3月31日までに採用された自動車整備担当の者の厚生年金保険被保険者資格取得手続を、同年4月1日に一斉に行ったものと考えられる。

さらに、当該事業所では、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄している上、このほか、申立期間①について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和27年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月25日から同年3月1日まで

昭和27年3月1日にA社B出張所からC出張所へ転勤となった際に、記録ではB出張所で同年2月25日に被保険者資格を喪失、C出張所で同年3月1日に被保険者資格を再取得となっているため、同年2月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。同一会社内の事業所間での転勤であり、引き続き勤務していたので、同年2月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社作成の社員名簿及び複数の元同僚の証言により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和27年3月1日に同社B出張所から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年1月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年4月1日、資格喪失日が52年7月1日とされ、52年6月29日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該事業所における資格喪失日を昭和52年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月29日から同年7月1日まで
退職日が昭和52年6月30日であるにもかかわらず、52年6月29日を厚生年金保険被保険者資格喪失日として誤って届出された。申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る社会保険庁の記録は、当該事業所からの記録訂正に係る届出に基づき、既に昭和52年6月29日から同年7月1日に記録が訂正されていることが確認できるものの、申立期間は、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により年金額の基礎となる被保険者期間にならないとされている。

しかし、当該事業所の人事記録及び退職願により、申立人が当該事業所に昭和52年6月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また申立期間の標準報酬月額については、昭和 52 年 5 月の社会保険事務所の記録から、11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤った旨を認めていることから、事業主が昭和 52 年 6 月 29 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を控除した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から40年3月まで
昭和37年に夫が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料についても夫が納付してくれていたはずであり、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和37年に夫が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。」と主張しているが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号割当一覧表により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号（夫婦連番）が39年11月以降に払い出されていることが確認できるとともに、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）に記載されている手帳交付年月日が夫婦共に40年12月1日となっていることから、申立人は、その夫とともに同年12月ごろ国民年金の加入手続を行い、20歳になった37年11月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付を行ったとするその夫からは詳しい事情をうかがえる状態ではない上、申立人は加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和40年12月の時点において、申立期間のうち、37年11月から38年9月までの国民年金保険料については、時効により納付することができず、このことは、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）の38年9月の欄に「届出前消滅」のゴム印が押されていることとも符合する。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

昭和 35 年ごろ、住み込みで働いていた勤務先の事業主が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料については給与からの天引きで事業主が納付していたはずであり、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 35 年ごろ、住み込みで働いていた勤務先の事業主が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。」と主張しているが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号割当一覧表により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号（夫婦連番）が 39 年 11 月以降に払い出されていることが確認できるとともに、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）に記載されている手帳交付年月日が夫婦共に 40 年 12 月 1 日となっていることから、申立人は、その妻とともに同年 12 月ごろ国民年金の加入手続を行い、国民年金制度発足当初の 35 年 10 月 1 日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付を行ったとする申立期間当時の勤務先の事業主は既に他界し、事業所は現存せず、関係者も消息不明である上、申立人は加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和 40 年 12 月の時点において、申立期間のうち、36 年 4 月から 38 年 9 月までの国民年

金保険料については、時効により納付することができず、このことは、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）の 38 年 9 月の欄に「届出前消滅」のゴム印が押されていることとも符合する。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 18 日から 47 年 4 月 1 日まで

A (都道府県) の会社に勤務していたが、結婚が決まり実家 (B 県 C 市) に帰ってきた。高校の先生の紹介により D 事務所 (現在は、E 事務所) に就職し、事務所では委託事業所の会計事務の補助の仕事を中心として行っていた、1 日 8 時間、毎日勤務し、その後は結婚のため退職した。

勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び元同僚の証言、並びに雇用保険の記録より、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者から聴取した入社時期及び雇用保険の資格取得日並びに厚生年金保険の被保険者資格取得日とを比較したところ、いずれの者も入社したと証言している時期から 6 か月以上経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、元同僚は、入社の際に半年間は厚生年金保険に加入しないことを説明されたと証言していることから、当該事業所では、入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったと考えられる。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後の期間において被保険者資格を取得した者の厚生年金保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない。

加えて、当該事業所では、当時の関係資料 (貸金台帳、源泉徴収簿等) は現存しないと説明している上、このほか、申立期間について事業主により給与か

ら厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 19 日から 40 年 3 月 20 日まで
昭和 37 年を除き、36 年から 41 年までの期間、毎年秋から翌年の春にかけて計 5 回、A 社 B 工場に出稼ぎに行き、季節従業員として運搬業務を担当した。

しかし、昭和 39 年 11 月 19 日から 40 年 3 月 20 日までの期間に係る厚生年金保険の記録が無い。当該期間においても厚生年金保険に加入し、給与から保険料が控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 協会発行の「昭和 39 年度蜜柑^{みかん}缶詰季節従業員被表彰者名簿」により、申立期間当時、申立人が A 社 B 工場に勤務していたことが確認できる上、申立人が所持する日記には、昭和 39 年 11 月 19 日に入社し、40 年 3 月 20 日に退社したことが記載されている。

しかし、元同僚が提出した当該事業所に係る「昭和 39 年度みかん^{みかん}缶詰男子季節従業員募集案内」の社会保険の項目には、他年度の募集案内には記載されていた「厚生年金保険」の記載が無く、募集案内のとおり、「昭和 39 年度蜜柑^{みかん}缶詰季節従業員被表彰者名簿」に記載されている申立人以外の 25 名と申立人が記憶している元同僚について、申立期間においては厚生年金保険の記録が存在しない。

また、申立期間当時における当該事業所では、厚生年金保険料の控除方法が翌月控除であったところ、申立人が所持する日記の昭和 40 年 3 月 21 日の欄に、「3 月分給料、24 日と早出残業を入れて 2 万 2,832 円になって、所得税、食費を引かれて (2,550 円) 手取 2 万 282 円になった」とあり、厚生年金保険料の控除についての記載が無く、40 年 3 月の給与から同年 2 月の厚生年金保険料が

控除されていなかったことが推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立期間及びその前後において健康保険番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は無い。

加えて、当該事業所は既に全喪しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月
② 昭和 38 年 3 月
③ 昭和 39 年 11 月から 40 年 3 月まで
④ 昭和 41 年 3 月

昭和 36 年から 41 年までの期間、毎年秋から翌年の春にかけて計 6 回、A 社 B 工場に出稼ぎに行き、季節従業員として運搬業務を担当した。申立期間①、②及び④については、いずれの期間も月末まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無い。また、申立期間③については、39 年 11 月から 40 年 3 月までの期間に係る記録が無い。

申立期間①、②、③及び④についても、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、②及び④については、複数の元同僚は、「当時の A 社 B 工場においては、季節従業員の退職日は所属する部署の都合によって一律ではなく、逐次退職していく傾向にあった。申立人と同日に退職した者はいない。」と証言しているところ、当該複数の元同僚からは、申立人の勤務実態に係る具体的な証言が得られず、申立人の当該事業所における勤務期間は不明である。
- 2 申立期間③については、複数の元同僚の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言が得られない。

また、元同僚が提出した当該事業所に係る「昭和 39 年度みかん缶詰男子季節従業員募集案内」の社会保険の項目には、他年度の募集案内には記載さ

れていた「厚生年金保険」の記載が無く、募集案内のとおり、「昭和 39 年度
蜜柑缶詰季節従業員被表彰者名簿」に記載されている 26 名と申立人が記憶
している元同僚について、申立期間においては厚生年金保険の記録が存在し
ない。

さらに、申立期間当時における当該事業所では、厚生年金保険料の控除方
法が翌月控除であったところ、元同僚が提出した申立期間に係る日記の昭和
40 年 3 月 21 日の欄に、「3 月分給料、24 日と早出残業を入れて 2 万 2,832
円になって、所得税、食費を引かれて (2,550 円) 手取 2 万 282 円になった」
とあり、厚生年金保険料の控除についての記載が無く、40 年 3 月の給与か
ら同年 2 月の厚生年金保険料が控除されていなかったことが推認できる。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年
金保険事業所別被保険者名簿では、申立期間及びその前後において健康保険
番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は無い。

- 3 申立期間①、②、③及び④について、当該事業所は既に全喪しており、当
時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、このほか、
申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除さ
れていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業
主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月から 34 年 3 月まで

昭和 29 年 3 月に中学を卒業し、4 月から A（都道府県）B 区 C にあった D 工業所という会社に勤務した。どうしても手に職をつけたく理容学校で学ぶため、34 年 3 月まで勤務し退社した。しかし、社会保険庁の記録では D 工業所の記録は無く、社会保険事務所で調べたら該当事業所が見当たらないとの回答であったが、勤務したことは事実であり納得がいかない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務した D 工業所は、昭和 39 年 8 月に E 工業所へ名称変更しており、現在の事業主及び申立期間当時の同僚の証言により、申立人は申立期間当時、D 工業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、D 工業所が E 工業所として厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の昭和 42 年 10 月 1 日であり、申立期間当時、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当時の同僚は、「申立期間には厚生年金保険に加入しておらず、私が厚生年金保険に加入したのは、当該事業所が適用事業所となった昭和 42 年 10 月からである。」と証言しているところ、社会保険事務所の記録によると、当該同僚は、昭和 42 年 10 月 1 日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、E 工業所では、「申立期間に係る関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存されていないが、当時は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、給与から保険料を控除することはない。」と説明している上、こ

のほか、申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月6日から30年1月9日まで

昭和26年5月6日から33年10月4日まで、A市にあったB社に勤務した。社会保険庁の記録では昭和30年1月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになっているが、入社から2年後に健康保険証を使用して自己負担無しで盲腸の手術をした記憶がある。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA市に転入した時期に係るA市役所の記録及び元同僚の証言により、申立期間当時、申立人がB社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの事情及び証言等は得られない。

また、当該事業所は既に解散し、当時の事業主及び社会保険事務担当者は他界しており、事情を聴取できた当時の同僚12人は、1人を除いていずれも申立人を記憶しておらず、ほかに、関係者からの有力な証言が得られないことから申立人の勤務実態は不明である上、申立人が健康保険証を使用して盲腸の手術を受けたとする病院には、当時の資料は保管されておらず、当時の状況を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（紙台帳）では、申立人が昭和30年1月9日に取得した健康保険の整理番号よりも前の番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は無い。

加えて、当該事業所には、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関係資料及び周辺事情も見当たらず、給与額及び保険料控除額についての申立人の記憶も不明確である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月1日から38年9月10日まで
昭和36年2月にA社B支店に入社し集金業務に就いた。同年5月1日からは正社員となり、38年12月28日まで継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の厚生年金保険の加入記録は38年9月10日から同年12月28日までの3か月間となっている。
申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人がA社B支店に申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日（昭和38年9月10日）以前から勤務していたことは推認できるものの、具体的な勤務期間についての証言は得られず、勤務期間を特定することができない。

また、当該事業所の持ち株会社であるC社人事部は、「申立人及び申立人と同じく集金業務に就いていたとする同僚4名の在籍記録は確認できないので、正社員では無いと考えられる。集金人は、支店ごとの採用であり、いわゆる契約社員又はアルバイトといった取扱いで、厚生年金保険の加入についても、支店ごとに取扱いは違っていた。」と説明しており、社会保険庁の記録によると、当時、申立人と同じ集金業務に就いていた同僚2名も申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和36年3月31日に国民年金に任意加入し、申立期間を含む63年5月までの期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、当該事業所の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄されている上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給

与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から同年11月20日まで
平成2年3月末ごろ社会保険に加入している会社に移りたいと思い、知人の紹介で、当時Aトンネルの工事を請け負っていたB社で働くことになった。すぐに社会保険に加入できたので、早々に持病の手術を行い17日間の入院後現場に復帰した。また同年11月20日に工事現場で骨折し、翌年の3月まで入院した。その時、健康保険を使用しているため、厚生年金保険に加入していないはずがない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言及び雇用保険加入記録により、申立人が申立期間にB社が請け負ったAトンネル工事現場で作業員として勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の元役員及び当該工事現場事務所で総務関係事務を担当していた社員は、「当社では当時、工事現場で作業員として雇用した者については、全国土木建築国民健康保険と雇用保険の加入手続は行ったが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している上、元同僚も、「当該事業所の現地採用の作業員であったが、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言をしている。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間及びその前後において、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険の被保険者整理番号は、連番で欠番は無く、申立人の氏名は無い。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は無い上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで

A組合に昭和 18 年 4 月 1 日から勤務していたのに、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 19 年 6 月 1 日となっている。所持している厚生年金保険被保険者証にも資格取得日が 18 年 4 月 1 日と明記されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 18 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者となったと主張しているが、社会保険庁の記録によれば、A組合は、労働者年金保険法（昭和 17 年 1 月 1 日制定）から厚生年金保険法に移行した 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により、同日付けで申立人を含む 9 名の者が、一斉に被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、申立人は、資格取得日が昭和 18 年 4 月 1 日と明記された「厚生年金保険被保険者証」を所持しているが、制度上、当該事業所に勤務する申立人に対し、19 年 6 月 1 日より前に同名称の被保険証が発行されることは考え難いところ、社会保険庁の記録によれば、当該事業所は、18 年 4 月 1 日に健康保険の適用事業所となり、同日付けで申立人は健康保険の被保険者資格を取得していることから、同日付けが、当該被保険者証の資格取得日として誤って記載された可能性が考えられる。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。